

社会福祉審議会児童福祉専門分科会 保育士資格管理に関する部会の設置について

1 趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）が改正され、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備された。

児童生徒性暴力等によって保育士登録を取り消された保育士の再登録については、法により、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないと規定されている。

児童生徒性暴力等による保育士の再登録の審議については、各事案の児童生徒性暴力等に係る内容及び個人情報等を取り扱うこと、並びに国の指針において、医療、心理、福祉、法律の専門家等の参画とされていることから、児童福祉専門分科会に保育士資格管理に関する部会を置く。

また、県では、保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合、法により、保育士登録を取り消さなければならないとされている。

国の指針では、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査を行う必要があると示されている。

このため、同部会において、あわせて保育士による児童生徒性暴力等の事実関係を確認し、県に対し意見を述べていただく。

2 所掌事項

- ・ 法第18条の20の2第1項及び第2項の規定による、保育士の登録に関し、審議すること
- ・ 法第18条の19第1項第3号の保育士の登録取消の規定に関し、保育士による児童生徒性暴力等の事実関係を確認し、県に対し意見を述べること

3 設置要綱

別添のとおり

4 施行日

令和6年8月1日

保育士資格管理に関する部会設置要綱（案）

（部会の設置）

第1条 福岡県社会福祉審議会規則（平成12年福岡県規則第65号。）第9条に基づき、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）に保育士資格管理に関する部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の20の2第1項及び第2項の規定による、保育士の登録に関し審議すること。
- (2) 法第18条の19第1項第3号の保育士の登録取消の規定に関し、保育士による児童生徒性暴力等の事実関係を確認し、県に対し意見を述べること。

（部会の開催）

第3条 部会は児童福祉専門分科会長（以下「会長」という。）の指示により開催する。

（部会の構成）

第4条 部会に属すべき委員は会長が指名するものとする。

（部会長及び権限）

第5条 部会に部会長をおき、部会に属する委員のうちから互選する。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

（議事及び決議）

第6条 部会は、委員総数の2分の1の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

（部会の決議）

第7条 部会の決議は、会長の同意を得て、専門分科会の決議とすることができる。

- 2 会長は、部会の決議をもって専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる専門分科会においてその旨を報告するものとする。

(会議の公開)

第8条 部会の会議は非公開とする。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。
- 3 部会の議事の要旨及び会議資料等を公表する場合は部会の決定を経なければならない。
- 4 前項の決定を行う場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように、十分に配慮されなければならない。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、福岡県福祉労働部子育て支援課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育士資格管理に関する部会委員名簿（案）

（アイウエオ順、敬称略）

氏名	職名または所属団体名
安部 計彦	日本児童相談業務評価機関代表理事
石田 光史	福岡県弁護士会
佐保 眞寿美	(公社)福岡県保育協会副会長
瀬戸 裕司	(公社)福岡県医師会専務理事
松崎 佳子	広島国際大学実践臨床心理学専攻客員教授